

## 参考資料

### 1 制定の趣旨

本市においては、朝来市災害時要援護者登録制度実施要綱を平成19年6月からスタートし、平成26年に見直しを行い運用しているところである。

兵庫県では平成29年3月に「ひょうご防災減災推進条例」を施行し、災害対策法に規定する特別の定めを設ける条例制定等の法制上の措置を市町に求めている。

これは災害の発生に備え、できうる限り漏れなく、あらかじめ名簿情報を地域に提供し、最終的には個別支援計画を策定することを目的とする。

### 2 用語

#### (1) 災害時要援護者

災害対策法第8条の2第15項に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者のこと

#### (2) 避難行動要支援者

災害時要援護者のうち、平常時における地域での見守り体制の整備並びに災害時等における情報提供、安否確認、避難誘導及び避難支援を要する者

#### ※避難行動要支援者の範囲

下記の(1)から(4)のいずれかに該当する方で、かつ単身の方、65歳以上のみからなる世帯の方、(1)から(4)の方のみからなる世帯の方

① 身体障害者手帳1級又は2級である方

② 療育手帳A判定又はB1判定である方

③ 精神障害保健福祉手帳1級又は2級である方

④ 要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかである方

#### (3) 個別支援計画

避難行動要支援者のうち、家族等の避難支援が得られる者や家族だけでは避難が困難な者に対し、個人の具体的な避難支援方法を定めた計画

### 3 現行要綱との違い

現行要綱	条例案
平常時	
本人等からの同意があった方のみ名簿を地域に提供	本人等から同意があった方の名簿を地域に提供 <u>避難行動要支援者に該当する方に郵送等で直接案内。名簿提供を同意しないとした方以外（同意、返事なし）の名簿を地域に提供</u>
※本人申請主義の考え方	※推定同意の考え方
発災時	
同意の有無を問わず名簿を提供	

#### 4 対象者数等

現行要綱	条例案
<p>【登録者数】 1, 701人 (H31. 3末時点)</p>	<p>【登録勸奨予定者】 554人 (H30. 12末時点)</p>
<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本当に支援が必要な重度障害者が漏れている。</li> <li>・単身、高齢というだけで本来は支援者側にまわるべき高齢者が含まれている。</li> <li>・家庭の状況等を考慮せず要介護度、手帳の程度等の情報に基づき登録勸奨をしている。</li> </ul>	<p>【解消のため】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真に支援の必要な上記2（2）の避難行動要支援者に市が直接登録勸奨を行う。</li> <li>・推定同意を規定する。</li> </ul>